

まちづくり計画書

令和7年12月8日

区域名 高山市片原町

1 まちづくり計画の名称
片原町まちづくり計画

2 まちづくり計画の対象となる区域
高山市片原町地内

3 まちづくりの目標

金森長近公が1586年に飛騨国に入府し、高山城を築いて以降、三町は町人のまちとして栄えました。なかでも片原町は、鍛冶職人や大工、左官職人など、多くの職人が暮らすまちとして形成されてきました。

また、片原町には、春の高山祭の屋台の一つである崑崗台があり、町内全体で屋台組『崑崗台組』を構成しています。崑崗台は、1807年には「花手まり」という名で曳かれていたという記録が残っています。1849年の大改造や屋台蔵の整備などを経て、現在に至るまで、町内の人々の手によって守り継がれてきました。

片原町は、このような歴史を大切にしながら、100年先の姿として『子どもの遊ぶ声が、家の外から聞こえてくる町内』を目指します。

4 まちづくりの方針

まちづくりの目標を達成するため、以下のようなまちづくりに取り組みます。

①静かで暮らしやすいまち

住民同士のつながりを大切にし、ルールやマナーを守ることで、住環境や景観を維持・改善します。訪れる人にも、この地域を大切にしてもらうよう、地域の思いを発信します。

②伝統と祭りが引き継がれていくまち

先人たちが残してくれたものを、片原町が片原町であるための『心』として捉え、次の世代に引き継がれていく仕組みを整えます。

③住民が力を合わせて未来を拓くまち

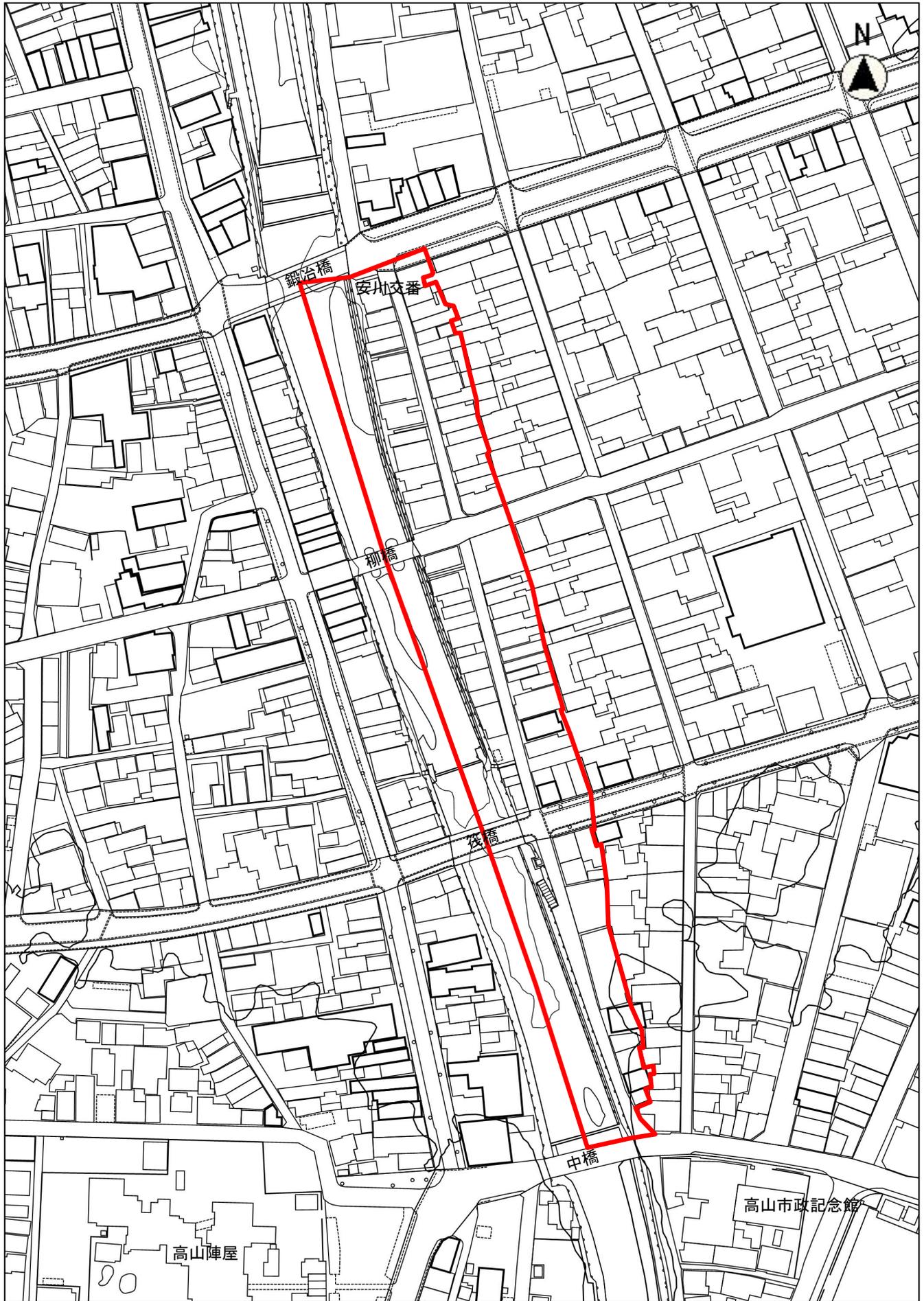
片原町を守っていくためには、新たな居住者を呼び込んでいく必要があります。片原町に若者や子どもが増えるよう、町内会が住んでほしいと思うような人の移住を後押しし、推進します。

5 その他美しい景観と潤いのあるまちづくりを推進するために必要な事項

| | |
|-----------------------|---|
| <p>建築物等の用途の制限</p> | <p>本計画の対象区域内に建築することができる建築物は、下記のとおりとする。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <p>ただし、協定締結日に建築物が存する敷地において、協定締結日以降に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。</p> <p>また、下記以外の建築物等を建築または用途変更しようとする者が、片原町町内会の求めに応じて説明会を開催し、片原町町内会員の3分の2以上の同意を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(1)住宅 (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4)老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5)公衆浴場 (6)診療所 (7)事務所 (8)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (9)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの (10)旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの (11)住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの (12)危険性や環境を悪化させるおそれが少なく、作業場の床面積が150㎡以下の工場 (13)本区域内に居住する者の生活に供する自家用の倉庫・車庫で、周辺の景観に配慮したもの (14)前各号の建築物に付随するもの</p> |
| <p>建築物等の形態又は意匠の制限</p> | <p>(1)建築物の外壁に装飾・表示（絵画・ロゴ・キャラクター等を含む）等を施す場合は、周辺の町並景観を損なわない範囲で行うものとし、事前に片原町町内会と合意書を締結しなければならない。</p> <p>(2)宮川に面するファサードは、建築物の彫りを深く見せる庇や、連子格子等の伝統的な意匠を積極的に取り入れるよう努める。</p> <p>(3)屋外照明は色温度の低い、温かみのある光のものを使用するよう努める。また、ネオンサインや点滅する照明は使用しないものとする。</p> |
| <p>土地利用等の制限</p> | <p>(1)建築物の建築、用途変更または新たに建物の利活用を行う者は、事前に片原町町内会と合意書を締結しなければならない。ただし、用途が住宅（住宅宿泊事業法に掲げる事業の用に供するものを除く。）又は事務所兼住宅である場合は、この限りでない。</p> <p>(2)不特定多数の者が利用できる時間貸駐車場として土地を利用してはならない。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>その他</p> | <p>(1)住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動等に積極的に参加し、及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努める。</p> <p>(2)この地域の振興を図るため、町内会への加入等により相互協力するよう努める。</p> <p>(3)宮川一斉清掃などの周辺環境の美化清掃や冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。</p> <p>(4)悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。特に、午後8時以降は、周辺の住環境に配慮し、騒音の防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</p> <p>(5)店舗（飲食店を含む）は、午後10時から午前6時までの時間には、営業を行わない。</p> <p>(6)ごみは、高山市および片原町において定められたルールに従い、分別し、決められた日時に、決められた場所で排出する。飲食品をテイクアウトで提供する事業者は、飲食品にかかるゴミを積極的に収集するよう努める。</p> <p>(7)指定喫煙場所を除き路上喫煙の禁止を徹底する。</p> <p>(8)自動車が歩行者への脅威とならないよう、走行速度の低減、違法駐車等の抑制等と呼び掛け、安全で快適に歩けるまちづくりを推進する。</p> <p>(9)火災の発生防止に努める。宿泊施設は、調理の熱源を電気で購入することとし、暖房設備としてペレットストーブ、薪ストーブ及び囲炉裏を設置してはならない。また宿泊施設の敷地内は喫煙禁止にする。</p> <p>(10)土地、建築物等を売却し、又は貸与しようとする者は、事前に片原町町内会に連絡するよう努める。また、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者に、土地、建築物等を売却、貸与をしないこととする。</p> <p>(11)空き地、空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講ずるよう努める。</p> <p>(12)住民等、地権者及び建物所有者は、自らが不在となった際の土地・建物の管理予定者及び相続人の氏名及び連絡先を、町内会に共有するよう努める。ただし、片原町に2人以上で居住している者は除く。</p> <p>(13)事業者は、顧客など事業所を利用する者に対して、上記(7)～(9)のルールを周知するよう努める。</p> <p>(14)本計画の運用において疑義が生じた場合は、その取扱いについて町内会において協議し、決定するものとする。</p> |
|------------|--|

片原町まちづくり計画区域図



— 計画区域